



ワン・ストップ無料相談とは?

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを 行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全 衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざ まな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談 に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

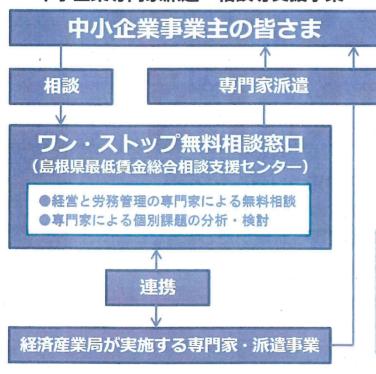
経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- I T活用による経営力強化 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則(賃金規定など)の改正
- 配偶者手当の見直しに係る賃金制度設計のご支援
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの 厚労省関係支援制度などのご案内

中小企業専門家派遣・相談等支援事業





【本事業に関するお問い合わせ先】

島根労働局雇用環境・均等室

7690-0841

松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎5階

電話 0852-20-7007

島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886 松江市母衣町 55-4 (一社) 島根県経営者協会内

フリーダイヤル **0120-202-621** ホームページ http://www.shimanekeikyo.com/